

入会金・会費規程

三重県高圧ガス安全協会規約第7条第2項に定める入会金及び第10条第1項に定める会費について入会金・会費規程を定める。

(入会金)

第1条 入会金の額は、別表のとおりとする。

(会 費)

第2条 会費は、4月1日から翌年3月31日までの年額とする。

2 会費の額は、別表のとおりとする。

(会費の納入時期及び納入方法)

第3条 会費は、本協会からの請求により、その年の7月末日までに納入するものとする。

2 会費は、原則として本協会指定の銀行口座へ振り込むものとする。

(中途入会)

第4条 年度途中に入会した者の会費は、4月から9月までの間に入会した者については、全額を納入するものとし、10月から翌年3月までに入会した者については、会費の2分の1を支払うものとする。

2 前項の会費は、入会金と合わせて、入会した月の翌月末日までに支払うものとする。

(会費の返還)

第5条 納入した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員サービスの停止)

第6条 会費を未納とした者は、会員としての情報提供等をその翌年度から停止するものとする。

付則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正した規程は、平成26年4月1日から施行する。(会費額の改正)

改正した規程は、平成26年5月15日から施行する。(規程の改正)

(別表)

三重県高圧ガス安全協会 入会金・会費

- 1 入会金は、3,000円とする。
- 2 会費は、下表「会費1」または「会費2」によるものとし、重複して徴収しない。

会費1（会費2以外の事業所）

会費	製造事業所 (Nm ³ /日)		特定消費事業所	左記以外の事業所
	製造販売	製造消費		
190,000円	50万以上	100万以上		
127,000円	10万以上	50万以上		
101,000円	5万以上			
76,000円	1万以上	10万以上		
63,000円	1万未満			機器製造事業所
51,000円		1万以上	4単位以上	
38,000円			3単位以上	輸送事業所
26,000円		5千以上	2単位以上	
21,000円		5千未満	1単位以上	一般消費事業所 販売事業所 その他の事業所

- (注) (1)取扱い数量は、許可並びに届出の高圧ガス処理量を合算した数量とする。
(2)単位は、高圧ガス保安法施行令第7条第2項の表に掲げられた数量を1単位とする。
(3)製造と特定消費を兼ねている場合の区分は、製造とする。

会費2（平成26年5月15日において、三重県高圧ガス地域防災協議会会員であり、かつ三重県高圧ガス安全協会会員でない事業所）

会費	区分
13,200円	LPガス充填事業所（1充填所毎）
21,000円	LPガス輸送専業事業所
14,500円	LPガス自家用輸送事業所
14,500円	一般高圧ガス輸送専業事業所
11,250円	一般高圧ガス自家用輸送事業所
11,900円	前各号に該当しない事業所

- (注) 三重県高圧ガス安全協会と統合するまで、三重県高圧ガス地域防災協議会の会員であった者にのみ適用する会費である。

- 3 入会金・会費の振込先は次のとおりとする。

銀行・支店名	三十三銀行 塩浜支店
口座名	三重県高圧ガス安全協会
口座番号	普通預金 77394